

あなた自身や家族の将来を支えるために 介護保険制度

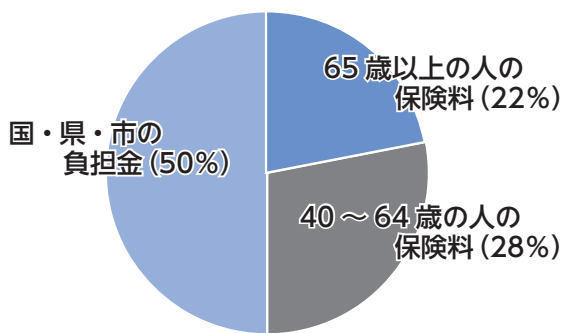
【問い合わせ】 介護高齢福祉課 ☎26・3939 FAX26・3950

介護保険制度は 次の財源で運営しています

介護保険制度の運営は、40歳以上の
人に納めていただいた保険料と、
国・県・市の負担金などの公費でま
かなわれています。

原則、サービス利用時にかかった
費用の1割または2割を利用者が負
担し、残りの9割または8割は、介
護保険から支払われています。

介護保険制度の財源



介護保険料の納め方

65歳以上（第1号被保険者）の人の
介護保険料の納付は、年金からの
天引き（特別徴収）が基本ですが、
特別徴収ができない場合に限り、納
付書または口座振替での納付（普通
徴収）の場合があります。

特別徴収ができる人は普通徴収で
納付することはできません。

【特別徴収の対象にならない人】

- 老齢・退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円（月額1万5,000円）未満の人
- 65歳になった直後の人
- 他市町村から転入した直後の人
- 年度当初（4月1日現在）で年金を受給していなかった人
- 年度途中で保険料の所得段階が変更になった人
- 年金を担保にして資金の貸付を受けた人 など



介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また、介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えるための制度です。
一定の介護が必要になったとき、市町村の認定を受けることで、指定された事業者から介護サービスが受けられます。

介護保険料に関する よくある質問

よくある質問

Q. サービスを利用しなくても保険料を納めるのですか？

A. 介護保険は、支え合いの制度です。サービスを利用しているかどうかにかかわらず、原則40歳以上の人は全員が保険料を納めなければなりません。

Q. 保険料はどのようにして納めるのですか？

A. 原則として、年金から納めることになっています。なお、40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険料と一括して納めていただいています。

Q. 保険料を納めないとうなるのですか？

A. 滞納した期間に応じて、介護サービスの利用者負担が3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなりです。

介護保険料納入通知書・ 介護保険負担割合証を ご確認ください

ご確認ください

《介護保険料納入通知書》

7月12日(水)に、65歳以上の人へ平成29年度介護保険料納入通知書を発送します。

今回お届けする通知書の保険料額は、本人の前年の所得額や年金収入額と、本人や同じ世帯の人の市民税の課税状況によって算定しています。

《介護保険負担割合証》

8月1日(火)以降に介護保険サービスを利用する際の自己負担割合を記載した証を、7月20日(木)以降に順次発送します。

介護保険負担限度額認定証の 更新受付が始まりました

現在の認定証の有効期間は7月31日(月)までです。8月以降分の更新申請のお知らせを発送しますので、引

引き続き認定が必要な人は申請してください。

※この認定証は、介護保険要介護・

要支援認定を受け、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している人、短期入所（ショートステイ）サービスを利用している人の食費・居住費（滞在費）を限度額までにおさえ、負担を軽減するものです。

※負担段階を判定する対象所得には障害年金や遺族年金などの非課税年金も含まれます。

【認定の要件】

○本人が住民税非課税世帯で、世帯を別にする配偶者も住民税非課税であること

○預貯金などの資産が、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること

【申請受付開始日】
7月3日(月)

【申請に必要なもの】

申請書・同意書・印鑑・通帳や株などの資産を証明する書類の写し
※配偶者がいる場合は、配偶者の資産を証明する書類の写しも添付してください。

【結果通知・認定証の発送】

7月末以降順次

【申請先】

- 介護高齢福祉課
- 各支所住民福祉課

8月から高額介護サービス費の負担額の上限が一部変わります

「高額介護サービス費」とは

介護サービスを利用して1か月に支払った負担額の合計が上限額を超えたときに、超えた分が払い戻される制度

▼変更点①

サービスを利用している人と利用していない人の公平性を保ち、負担能力に応じた負担をお願いする点から、対象となる世帯の負担額の上限を次のとおり引き上げます。(下表参照)

【負担額の上限(月額)】

変更前…37,200円
変更後…44,400円

▼変更点②

介護サービスを長期にわたって利用している人に配慮し、3年間に限り異なる上限が設けられ、年間を通して負担額が増えないように措置されます。(下表参照)

【対象】 同じ世帯の全ての65歳以上の人(サービスを利用していない人を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯

【負担額の上限(年額)】

446,400円
(37,200円×12カ月)

《高額介護サービス費の負担額の上限》

利用者負担段階区分	世帯合計の上限額 (月額)	
	変更前	変更後 (8月～)
現役並み所得者に相当する人がいる世帯	世帯 44,400円	変更なし
住民税を課税されている人がいる世帯	世帯 37,200円	世帯 44,400円〈見直し〉 ※同じ世帯の全ての65歳以上の人(サービスを利用していない人を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯に、 年間上限額(446,400円) を設定
世帯員全員が住民税を課税されていない世帯	世帯 24,600円	変更なし
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の人など	個人 15,000円 世帯 24,600円	
生活保護を受給している人など	個人 15,000円	変更なし

世帯 住民基本台帳上の世帯で、介護サービスを利用した人全員の負担の上限額(合計)

個人 介護サービスを利用した本人の負担の上限額